

軽自動車税（種別割）税額表

1. 原付や125cc以上のバイク、小型特殊自動車など

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	51～90cc	2,000円
	91～125cc	2,400円
軽自動車	2輪のもの	3,600円
	専ら雪上走行するもの	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
2輪の小型自動車		6,000円
50cc以下のミニカー		3,700円

2. 軽自動車（3輪および4輪以上）

車種区分			税額					
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	新規登録後、13年を経過した車両 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車など一部の車種は対象外）	昨年度に最初の新規検査をした車両のうち、下記のいずれかに該当する車両		
						① グリーン化特例 軽課税率 概ね75%軽減	② グリーン化特例 軽課税率 概ね50%軽減	③ グリーン化特例 軽課税率 概ね25%軽減
3輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円 （営業用のみ）	3,000円 （営業用のみ）
4輪以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	—	—
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	—	—
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	—	—

① 電気軽自動車又は天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制適合+10%以上低減達成車）

② 令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準90%達成車

③ 令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準70%達成車

※②、③については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。